

～申請書提出前チェックリスト～

提出前にもう一度御確認ください。

記入漏れ等の不備がある場合、再提出をお願いする場合や、給付金の支給ができない場合があります。

※電子申請システムに必要書類を添付した場合は、当課へ郵送していただく必要はございません。

◎ 非課税世帯・生活保護(生業扶助を受給している)世帯・家計急変世帯共通チェック項目

- 申請書の申請日は、基準日の令和6年4月1日より後の申請日になっていますか。
- 申請書表面の冒頭4点を確認し、に全てチェック(レ印)が入っていますか。
- 申請者の連絡先(住所や連絡先)に誤りや記入漏れはありませんか。
(申請後に変更になった場合、必ず下記連絡先に連絡してください。)
- 申請書表面の下側2点を確認し、該当する場合はチェック(レ印)が入っていますか。
- 申請書裏面の該当する全てにチェック(レ印)が入っていますか。
(該当するか不明な場合や、内容が不明な場合は下記連絡先にお問い合わせください。)
- 振込口座届の口座名義は、保護者等の名義になっていますか。
- 振込口座届には、預金通帳等の写しが添付されていますか。
- 振込口座届に記入した内容と添付した預金通帳等の内容が一致していますか。
- 世帯全員の住民票(続柄が記載されたもの)を添付していますか。
- 住民票の発行年月日は令和6年4月1日よりも後ですか。
- 課程(全日制・通信制・定時制等)が分かる在学証明書を添付していますか。

○ 非課税世帯チェック項目

- 保護者等全員の(非)課税証明書が添付されていますか。
- 電子申請をする場合で、対象の高校生以外に15歳(中学生を除く)以上23歳未満の兄弟姉妹がいる場合、「扶養親族の状況及び扶養誓約について」の項目に必要な事項が入力されていますか。
(通信制高等学校及び高等学校等専攻科を除く。)
- 電子申請の対応が難しい場合で、対象の高校生以外に15歳(中学生を除く)以上23歳未満の兄弟姉妹がいる場合、扶養誓約書が添付されていますか。(通信制高等学校及び高等学校等専攻科を除く。)

○ 生活保護(生業扶助受給世帯)チェック項目

- 生業扶助受給証明書又は生業扶助を受給していることが分かる福祉事務所発行の証明書が添付されていますか。
- 生業扶助受給証明書又は生業扶助を受給していることが分かる福祉事務所発行の証明書の発行年月日は令和6年4月1日よりも後ですか。

問い合わせ先

埼玉県 総務部 学事課 高等学校担当

TEL : 048-830-2725